

死刑? それちょっと待った!

進化する鑑定技術によって明かされる真実

死刑について考えてみませんか

東京拘置所のそばで死刑について考える会 (そばの会)

1992年、福岡県飯塚市で女兒2名が殺害された「飯塚事件」。

その被疑者とされた久間三千年 (くまみちとし) さんは、無実を訴え再審請求を準備中だったにもかかわらず、2008年に死刑執行されてしまいました。

しかし新たなDNA鑑定の結果、冤罪である可能性が高まりました。このことは死刑制度の危うさを如実に物語っています。

かつては精度の低かったDNA鑑定も、今では精度の高い鑑定ができるようになりました。

これはDNA鑑定に限ったことではありません。

こうした鑑定方法は日進月歩しているからです。

今日は、**科学鑑定の進歩という側面から死刑制度の危険な一面を考えたいと思います。**

1990年に起きた足利事件 (足利市で行方不明になった4歳の女兒が、翌日、渡良瀬川の河川敷で死体となって発見された事件) では、被疑者とされたSさんのDNA鑑定が1991年に行われました。

DNA鑑定が採用されてまだ間もない頃です。

Sさんと犯人のDNA型が一致したとする鑑定書が作られ、それを根拠にSさんは「自白」まで強要されたのです。

Sさんは裁判の途中から無実であると訴えましたが、1993年に無期懲役の判決が下されてしまいました。

それからおよそ17年後、精度の高いDNA鑑定が実施されたことによりSさんと真犯人のDNAは一致しないことが分かり、2010年に再審無罪が確定しました。

一方、女子高生が殺害された1963年の狭山事件では、被疑者とされた Iさんに1964年の一番では死刑判決が下されました。

「証拠」とされたものは幾つかありましたが、その全てが疑わしいものでした。

その中の一つに筆跡鑑定があります。

当時は筆順や筆圧、文字形態などを目で見てその異同を判断していました。

その結果、Iさんの筆跡と脅迫状の筆跡は同じだと鑑定され、有罪の重要な決め手になってしまいました。

しかし、今年になって東海大の福江教授はコンピュータによる筆跡鑑定を実施し、99.9%の確率で別人のものだという結果を出しました。

何と事件から55年後のことです。

上記二つの事件の確定判決はいずれも無期懲役でしたが、久間さんの拙速な死刑執行と考え合わせると、身震いがします。

科学技術の進歩について諸手を挙げて称賛するつもりはありませんが、**死刑制度を考えると、時と共に明らかにできる真実もあるということをお忘れにはならないと思います。**

覆水盆に返らず (一度やってしまったことは、もはや元に戻すことはできないことのたとえ) という古い諺もあります。(T.K / 2018年11月)